

〇くしもと町立病院医療技術職修学資金貸与規程

平成23年11月1日
病院事業管理規程第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、医療充実に必要な医療技術者の養成及び確保に資するため、医療技術者を養成する学校等に在学する者で、将来、くしもと町立病院(以下「病院」という。)において医療技術者の業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)医療技術者 薬剤師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士及び管理栄養士をいう。

(2)学校等 次のアからクまでに掲げるものをいう。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する薬学を履修する課程を有する大学をいう。

イ 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する学校又は助産師養成所若しくは看護師養成所をいう。

ウ 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)に規定する学校又は診療放射線技師養成所をいう。

エ 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)に規定する学校又は臨床検査技師養成所をいう。

オ 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)に規定する学校又は理学療法士養成施設若しくは作業療法士養成施設をいう。

カ 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)に規定する学校又は言語聴覚士養成所をいう。

キ 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)に規定する学校又は臨床工学技士養成所をいう。

ク 栄養士法(昭和22年法律第245号)に規定する栄養士の養成施設又は管理栄養士養成施設をいう。

(3)修学資金 学校等の修学に必要な資金をいう。

(対象者)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、学校等に入学が決定した者又は在学している者のうち、資格取得後、病院へ就業を希望するもの又は串本町職員の自己啓発等休業に関する条例(平成28年串本町条例第32号)第2条の規定による承認を得たものとする。

(貸与額等)

第4条 修学資金は、毎年度予算の範囲内において貸与することができる。

2 修学資金の額は、月額5万円とし、貸与期間はそれぞれ貸与決定の際に定める月から在学している学校等を卒業する日の属する月までとする。

3 修学資金は、無利子で貸与するものとする。

(申請手続)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を病院事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

(1)医療技術職修学資金貸与申請書

(2)履歴書

(3)在学証明書

(4)本人及び本人が属する世帯全員の住民票の写し(戸籍の表示の記載があるものに限る。)

2 管理者は、前項に規定する書類のほか、修学資金の貸与のため必要と認める書類の提出を求めることができる。

(貸与の決定)

第6条 管理者は、修学資金の貸与の申請があったときは、その可否を決定し、当該申請者にその旨を修学資金貸与決定通知書により通知するものとする。

(連帯保証人)

第7条 申請者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2 申請者が未成年である場合には、前項の連帯保証人のうち1人は、その者の親権者又は後見人でなければならない。

3 第1項の連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)と連帯して修学資金に係る債務を負担するものとする。

(貸与の取消し)

第8条 管理者は、修学生が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事実の発生した日の属する月から、その貸与を取り消すものとする。

(1)退学したとき。

(2)死亡したとき。

(3)品行又は学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

(4)修学資金の貸与の目的を達する見込みがなくなったと認められるとき。

(5)前各号に掲げるもののほか、管理者が不相当と認めたとき。

(貸与の停止)

第9条 修学生が、休学し、又は停学の処分を受けたときは、その期間に係る修学資金の貸与を停止する。

(借用証書)

第10条 修学生が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与を受けた金額について、修学資金借用証書を管理者に提出しなければならない。

(1)当該学校等を卒業したとき。

(2)修学資金の貸与を取り消されたとき。

(修学資金の返還)

第11条 修学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事実が生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内に貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければならない。

(1)修学資金の貸与を取り消されたとき。

(2)学校等を卒業後、病院の職員採用試験を受けなかったとき、若しくは採用

試験に合格しなかったとき、又は採用試験に合格するも直ちに業務に従事しなかったとき。ただし、特別の事情がある場合は、1年延長を認めることができる。

- (3) 学校等卒業後、1年以内に医療技術職の免許を取得しなかったとき。
- (4) 病院に採用された後又は復職した後、修学資金貸与期間以内に病院の職員でなくなったとき(第13条第2号の規定に該当する場合を除く。)

(延滞金)

第12条 修学生は、正当な理由なく修学資金を返還しなかったときは、串本町債権管理条例(平成29年串本町条例第39号)に定めるところにより、延滞金を支払わなければならない。

(返還の免除)

第13条 管理者は、修学生が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還を免除することができる。

- (1) 卒業後、1年以内に医療技術職の免許を取得し、病院に採用された後又は復職した後、修学資金が貸与された期間以上従事したとき。
- (2) 前号に規定する期間中において、死亡又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき。
- (3) 第11条に規定する返還に当たって、やむを得ない理由で返還ができないとき。この場合において、免除額は、その都度管理者が決定するものとする。

(免除の申請)

第14条 前条の規定による免除の申請を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に関係書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書を受理したときは、その可否を申請者に通知する。

(届出)

第15条 修学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 本人又は連帯保証人の氏名又は住所を変更したとき。 氏名住所変更届
 - (2) 休学又は復学したとき。 休学、復学、停学、退学届
 - (3) 修学に耐えない程度の故障が生じたとき。 休学、復学、停学、退学届
 - (4) 停学、退学その他の処分を受けたとき。 休学、復学、停学、退学届
- (その他)

第16条 この規程に定めるもののほか修学資金の貸与に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。